

浄化槽法施行状況点検検討会設置要綱（案）

（目的及び設置）

第1条 令和元年の浄化槽法改正において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進や浄化槽の維持管理向上を目的として、特定既存単独処理浄化槽（そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽）に対する措置や浄化槽台帳の整備等の制度が創設されたところであるが、法施行状況を見ると、上記制度が十分活用されていない状況である。

こうした状況を踏まえ、上記制度の活用促進を図り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や浄化槽の維持管理向上を推進するため、浄化槽法の施行状況を点検し、課題の整理や対応策の検討を行うことを目的として、環境省が有識者、地方公共団体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「浄化槽法施行状況点検検討会」を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会では、第1条の目的を達成するために、次の事項について検討を行う。

- (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針等について
- (2) 浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等について
- (3) その他必要な事項

（組 織）

第3条 検討会を構成する委員は、本業務に関連する知識を有する専門家及び学識経験者等とし、委員は環境省からの業務受託者（以下「受託者」という。）が委嘱する。（別紙参照）

- 2 検討会には座長を置く。座長が検討会に出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。座長は検討会を統括する。
- 3 座長は第1回検討会において委員中から互選にて選出する。
- 4 必要に応じて、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。
- 5 環境省及び受託者は、事務局として業務に当たる。

（任 期）

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和6年12月31日とする。

(諸経費)

第5条 委員には所定の謝金及び旅費を支払うこととする。

(庶務)

第6条 検討会に関する庶務は、環境省の同意を得て受託者が行う。

(審議内容等の公開等)

第7条 本検討会の議事は原則、公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項があれば、環境省および座長との協議の上別途定め、受託者より委員へ連絡する。

以上

なお、「令和6年度浄化槽普及状況及び法施行状況等に関する調査検討業務」について、エム・アール・アイリサーチアソシエイト株式会社が受託している。

浄化槽法施行状況点検検討会 委員名簿

綾織 孝文	鹿児島県 土木部 生活排水対策室 室長
庵途 典章	全国浄化槽推進市町村協議会 副会長（兵庫県佐用町長）
上田 勝朗	一般社団法人全国浄化槽団体連合会 会長
蛭江 美孝	国立研究開発法人国立環境研究所 企画部 国際室 室長
小川 浩	常葉大学 名誉教授
河村 清史	元 埼玉大学大学院理工学研究科 教授
齋藤 陽子	宮城県 環境生活部 廃棄物対策課 総括技術補佐
酒谷 孝宏	一般社団法人浄化槽システム協会 常務理事兼事務局長
嶋田 暁文	九州大学 大学院法学研究院 行政学 教授
田村 茂人	公益社団法人 徳島県環境技術センター 会長
成田 浩明	公益社団法人 茨城県水質保全協会 理事長
古市 昌浩	公益財団法人日本環境整備教育センター 調査・研究グループリーダー
森山 章	田川市 市民生活部 環境政策課長補佐兼污水处理対策室長
山内 康裕	岐阜県 環境生活部 廃棄物対策課 課長
山崎 宏史	東洋大学 理工学部 都市環境デザイン学科 教授

(五十音順)